

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号</p> <p>発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目次

規則	ページ
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公告	
○高知県功労者の表彰 (人事課)	1
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (〃)	2

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のうち「320円」を「330円」に改め、同表の1の(1)のエ中「生活」を「避難生活」に改め、同表の1の(1)のオ中「生活」を「避難生活」に、「に避難している」を「で避難生活をしている」に改め、同表の1の(2)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表の1の(2)のア中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「561万円」を「5,714,000円」に改め、同表の1の(2)のイ中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表の2の(1)のうち「1,140円」を「1,160円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「18,500円」を「18,800円」に、「23,800円」を「24,200円」に、「35,100円」を「35,800円」に、「42,000円」を「42,800円」に、「53,200円」を「54,200円」に、「7,800円」を「7,900円」に、「30,600円」を「31,200円」に、「39,700円」を「40,400円」に、「55,200円」を「56,200円」に、「64,500円」を「65,700円」に、「81,200円」を「82,700円」に、「11,200円」を「11,400円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「6,000

円」を「6,100円」に、「8,100円」を「8,300円」に、「12,200円」を「12,400円」に、「14,800円」を「15,100円」に、「18,700円」を「19,000円」に、「9,800円」を「1万円」に、「12,800円」を「13,000円」に、「18,100円」を「18,400円」に、「21,500円」を「21,900円」に、「27,100円」を「27,600円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の6の(1)中「半焼し、」を「半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、」に改め、同表の6の(2)中「必要最少限度」を「必要最小限度」に、「584,000円」を「次に掲げる額」に改め、同表の6の(2)に次のように加える。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円
イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円

別表第1の7の(2)中「135,400円」を「137,900円」に改め、同表の9の(3)のイ中「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同表の11の(4)のア中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表の11の(4)のイの(イ)中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表の12の(3)中「211,300円」を「215,200円」に、「168,900円」を「172,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

告 示

高知県告示第470号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
香美市香北町吉野字下モ山1913の13・1914の7・字ヲドロイシ1929の9・1929の10（以上4筆国有林）

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第471号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和元年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大埴 字小梅	甲1645番2	4.91	34.94	
南国市下野 田字表横手	43番2	4.91	18.00	

公 告

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項及び第3条第1項の規定により、令和元年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

令和元年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	矢野川 信一	四万十市山路
同	中 川 貢	宿毛市和田
商工業関係	中 谷 正彦	高知市塚ノ原
農林業関係	江 口 文夫	宿毛市橋上町神有
同	伊 藤 訓新	高岡郡四万十町大井川
水産業関係	武 井 早一	高知市介良乙
社会福祉関係	松 本 睦美	室戸市室戸岬町
同	筒 井 大八	宿毛市平田町戸内
同	有 田 直育	宿毛市小筑紫町都賀ノ川
保健衛生関係	竹 村 晴光	高知市玉水町
同	楠 瀬 伴子	高知市長浜
公共福祉関係	岩 崎 義郎	高知市薊野北町三丁目
特別県勢功労	武 市 智行	東京都世田谷区北沢三丁目

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、志和土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

令和元年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	諏訪 一男	高岡郡四万十町志和355番地
〃	百代 一士	〃 〃 〃 220番地
〃	古谷 彰三	〃 〃 〃 279番地

〃 山本 誠二 〃 〃 〃 223番地 2
 〃 山本 奨一 〃 〃 〃 352番地
 監事 山本 勝大 〃 〃 〃 190番地
 〃 山本 利幸 〃 〃 〃 416番地

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名<br>(退任) | 氏名    | 住 所               |
|------------|-------|-------------------|
| 理事         | 横田 寛  | 安芸市赤野乙1412番地      |
| 〃          | 栗山 周二 | 〃 〃 乙766番地        |
| 〃          | 吉田 裕二 | 〃 〃 甲232番地        |
| 〃          | 山中 光徳 | 〃 穴内甲2636番地       |
| 〃          | 尾木 武  | 〃 赤野乙161番地        |
| 〃          | 岡林 清見 | 〃 〃 乙1756番地       |
| 〃          | 尾木 満  | 〃 〃 乙491番地        |
| 〃          | 上杉 陽一 | 〃 〃 乙131番地イの1     |
| 〃          | 福本 登  | 安芸郡芸西村和食甲4347番地 3 |
| 〃          | 小松 良光 | 安芸市赤野甲2679番地 2    |
| 〃          | 岡林 信行 | 〃 〃 乙1357番地       |
| 〃          | 有光 弘行 | 〃 〃 乙1857番地       |
| 〃          | 前田 幸利 | 〃 〃 甲887番地        |
| 〃          | 椋本 光幸 | 〃 〃 乙1745番地       |
| 〃          | 山中 敏康 | 〃 穴内甲2643番地       |
| 〃          | 野町 富和 | 高知市北金田 4 番 1 号    |
| 監事         | 野老山 皓 | 安芸市赤野乙1869番地      |
| 〃          | 細川 晃  | 〃 〃 乙1952番地 2     |
| 〃          | 小松 昭彦 | 〃 〃 乙1428番地       |
| (就任)       |       |                   |
| 理事         | 小松 純介 | 安芸市赤野甲2733番地 3    |
| 〃          | 近藤 康夫 | 〃 〃 甲950番地        |
| 〃          | 前田 幸利 | 〃 〃 甲887番地        |
| 〃          | 包國 直樹 | 〃 〃 甲192番地        |
| 〃          | 小松 幸宏 | 〃 〃 乙1492番地       |
| 〃          | 仙頭 等  | 〃 〃 乙1437番地       |
| 〃          | 細川 功二 | 〃 〃 乙1825番地       |
| 〃          | 宮崎 武士 | 〃 〃 乙1833番地       |
| 〃          | 有光 弘行 | 〃 〃 乙1857番地       |
| 〃          | 細川 智志 | 〃 〃 乙768番地        |
| 〃          | 尾木 宏至 | 〃 〃 乙532番地        |
| 〃          | 谷岡 均  | 〃 〃 乙224番地        |

〃 尾木 祐司 〃 〃 乙2933番地 2  
 〃 細川 元彌 安芸郡芸西村和食甲1372番地 2  
 〃 前田 浩功 安芸市穴内甲50番地 2  
 〃 萩野 裕和 〃 本町二丁目 6 番10号  
 監事 小松 昭彦 〃 赤野乙1428番地  
 〃 尾木 満 〃 〃 乙491番地  
 〃 細川 晃 〃 〃 乙1952番地 2

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、米奥土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	中平 敏久	高岡郡四万十町米奥922番地
〃	武田 幸栄	〃 〃 〃 909番地
〃	市川 正司	〃 〃 〃 896番地
〃	武田 明彦	〃 〃 〃 1125番地
〃	中平 謙一	〃 〃 〃 491番地
〃	中平 克喜	〃 〃 〃 473番地
監事	武田 嘉穂	〃 〃 〃 1498番地
〃	武田 雅博	〃 〃 〃 904番地
(就任)		
理事	中平 敏久	高岡郡四万十町米奥922番地
〃	武田 幸栄	〃 〃 〃 909番地
〃	市川 正司	〃 〃 〃 896番地
〃	武田 明彦	〃 〃 〃 1125番地
〃	中平 謙一	〃 〃 〃 491番地
〃	中平 克喜	〃 〃 〃 473番地
監事	武田 嘉穂	〃 〃 〃 1498番地
〃	武田 雅博	〃 〃 〃 904番地